

総務常任委員会議事日程

平成27年12月15日（火）午後 1時28分開議

付議事件

1. 議案第79号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
2. 議案第81号 矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例について
3. 議案第82号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例について
4. 議案第84号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

出席委員（6名）

委員長	藤原由巳	委員	
	廣田清実	委員	山崎道夫
	高橋七郎	委員	長谷川和男
	小川文子	委員	

欠席委員（なし）

矢巾町議会委員会条例第19条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

総務課長	山本良司	君	総務課	田中館和昭	君
			職員係長		
企画財政課長	川村勝弘	君	企画財政課長	佐々木忠道	君
			補佐		
税務課長	佐藤健一	君	生きがい推進	菊池由紀	君
兼会計管理者			課長		
住民課長	村松康志	君	住民課	菅原保之	君
			総合窓口係長		

職務のために出席した職員

議会事務局長	菊池清美	君	係長	藤原和久	君
--------	------	---	----	------	---

午後 1時28分 開議

○委員長（藤原由巳委員） それでは、大変ご苦勞さまでございます。連日各種委員会等々で本当にご参集、ご苦勞さまでございます。ということでただいまから第10回の総務常任委員会を開会させていただきます。

ということで座って、それでは一言だけお願いときょうの進め方についてご相談を申し上げたいというふうに思います。いずれきょうの委員の皆さん、全員の出席ということでございます。あわせましてきょうの委員会は、付託事案の審査ということになってございますので、ひとつ皆さん方の特段のご協力をお願い申し上げたいということで、付議事件4番にあります。先般上程されました議案の中から4議案を付託を受けましたので、その審査をするということで順番はちょっと順不同になってございますが、議案第79号、議案第82号、議案第84号、これが関連がありますので、前段のほうで一括して審査、審議をお願いしたいということでございます。そして最後に、議案第81号、この課設置に関する条例等の関係について審査、審議をいただきたいということでございます。

ということで、まず第1点目、皆さん方、この進め方についてちょっとご相談でございますが、先般は12月8日の12月会議、定例会議の初日にそれぞれ上程されまして、この中の議案第79号、議案第82号、議案第84号等については、それぞれ提案理由の説明がなされてございます。そして議案第81号につきましても、全員協議会等々でかなり議論されております。そういったことから踏まえまして本日の進め方でございますが、提案理由の説明は、既を受けたということで、それ以外の補足説明を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（藤原由巳委員） それでは、そういうことで当局のほうにも説明員に対してもそのように進めてまいりたいというふうに思います。

それから次第にありますけれども、1枚開いていただきますと、今申し上げましたように、最初に3議案、それぞれ協議、審査していただくことになってございまして、これを一応皆さん方で協議していただいた後に、説明員には退席をいただきまして、採択、不採択のこの区分のところまで前段やりたいと。そして、採択、不採択、皆さん表決後に、次の（4）議案第81号について再度また説明員に入室していただきまして、説明をいただくと。そして、その後に表決をしていただくと、こういう順番でいきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○委員長(藤原由巳委員) それでは、2つ目ですが、本日傍聴人、相当数来ておるようでございますが、傍聴の許可をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(藤原由巳委員) それでは、どうぞお願いします。

議案第79号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
制定について

議案第81号 矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第82号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例について

議案第84号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

○委員長(藤原由巳委員) それでは、改めまして、大変ご苦労さまでございます。ただいまから開議いたします。

ということで平成27年矢巾町議会定例会12月第2回会議の付託議案にかかわる審査をただいまから行いたいと思います。

皆様方のお手元に既に配付になっていると思いますが、議案第79号、議案第82号、議案第84号のそれぞれの議案につきまして、先般12月8日に上程されまして提案理由の説明まではいただいておりますが、その後の補足説明等もまだあるかと思っておりますので、一応この議案の順番にそれぞれの担当部署からご説明を順次いただきましてその後に、1件ずついきますか。1件ずつですね。

それでは最初に、議案第79号につきまして詳細、補足的な説明がございましたならば、ご説明をいただきまして、委員からの質疑ということで、それぞれ3点に分けてそれぞれ進めてまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

実は、議案第79号につきましては、先般も四、五人の議員のほうから質問等がありまして、かなり議論はされたわけですが、その後において、それらの点を踏まえまして何か担当課のほうで補足的な説明がありましたならば、お願いをいたします。

佐々木補佐。

○企画財政課長補佐(佐々木忠道君) それでは、私のほうから補足ということで説明をさせていただきます。

ちょっとダブる部分もあるかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。今回の条例

の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項及び第19条第9項に基づく独自利用事務を規定するために新規に条例を制定しようとするものであります。

まず今回の条例につきましては、第3条のところでは個人番号の利用範囲というところで、それぞれ先ほどの法律に基づきました部分で可能な範囲で条例で定める特定個人情報の提供を受けることができる執行機関、事務の範囲というところで規定をさせていただいております。

そして今度は第4条というところでございますけれども、こちらのほうは、特定個人情報の提供という部分で、こちらと同じく法律の部分で第19条の部分で条例で定めるべきものということで提供することができる情報提供機関、私どものほうでは具体的には教育委員会ということになりますけれども、あとは事務の範囲、あとは情報提供とか、特定個人情報の範囲を規定しているというものでございます。

よろしくお願いをいたします。

○委員長（藤原由巳委員） ありがとうございます。

それでは、委員各位のほうから質疑を受けます。ご質問ありましたら、どうぞ。

○（山崎道夫委員） この前も全協で説明も受けましたし、それから議場では提案理由がありましたが、ちょっと聞き逃したようなこともあって、ちょっと確認したいのですが、マイナンバーに係る町の持ち出しというのは、どの程度でしたか。この前何か話あったような気がしていましたが。

○委員長（藤原由巳委員） 川村課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） 今現在、26年から27年にかけて、まだ終わっていないのがありますが、予算的には1億1,000万円ぐらい使っております。国から来ているのが、まだ確定していない部分もありますけれども、約4割ぐらい。ということは、5割から6割ぐらいが今のところ持ち出しという形になっていますので、いろいろ議員さんとの質問の中でも何が不安なのかという部分で、いや、これをやることによって何ぼ金かかるのだからよくわからないというのがはっきりしゃべれば、なかなか不透明な部分ですので、非常に不安だというようなことを書いていますけれども、全くそのとおりで、これからますますその利用範囲というのは、広げるという話ですので、そうすることによりまして、それぞれのセキュリティーな部分、またかけなくてはならないですし、それを使えるようにするためのシステムをまた入れ直さなくてはならないということで、その辺が非常に不透明だというふうな今のところ

考えております。

それから、予算的というか、金額的に今、先ほど言いましたけれども、確定していませんけれども、大体そんな形で今動いていますよということです。

○委員長（藤原由巳委員） よろしいですか。

○（山崎道夫委員） 今のはわかりました。

それから、写真を貼付して申請をするのですが、その写真は何年に1回ぐらい取りかえるのでしたか。

○委員長（藤原由巳委員） 村松課長。

○住民課長（村松康志君） お答えします。

20歳で境がありまして、20歳になるまでは5年が有効期限になります。5回目の誕生日が来るまでが期限になります。20歳を過ぎれば、10回目の誕生日が来るまでが期限となります。例えば28年1月に個人番号カードを申請して手に入れました。でも、誕生日が7月であれば、その10年後の7月が期限になります、20歳過ぎた場合には、そういうふうな形になります。以上です。

○委員長（藤原由巳委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（藤原由巳委員） ほかに。

廣田委員。

○（廣田清実委員） 私のところにも来ていまして、うちの女房に聞いたら、自主的にこれやることによって、例えば今の段階で身分証明書というのは免許証もあるし、確かにこれをやっていかないと、これからの中で不都合があるとは思うのですけれども、今の町民の中では、まだすぐやらなければならないというような意識はないような感じはしますけれども、それでもやっぱり条例の中では、今必ず制定していかなければならないものか、単純な疑問ですけれども、申しわけないのですけれども、何か。

○委員長（藤原由巳委員） 村松課長。

○住民課長（村松康志君） まずこれからのスケジュールとしましては、28年1月に先ほども申しあげましたけれども、個人番号カードを住民の皆さんにお届けするというようなことがあります。そしてその後に向けて、あとは29年1月には、国の機関がネットワークでつながることになります。そして29年7月には、地方公共団体もつながることになります。そういったタイムスケジュールに乗っていくために、そして9年7月につながることによっている

んな各自治体の独自利用も可能になってくるわけなのです。そのためには、今のうちから準備をしておかないと、スケジュールに間に合わない、ということ、今この時期に上程するものでございます。

○委員長（藤原由巳委員） この間も7番、昆議員から同じような質問が出ておったようでございまして、今のお答えのとおりなようでございます。ご理解をお願いします。

ほかに。

小川委員。

○（小川文子委員） ことし、1年ぐらいは身分証明的なのということで例えば税金の申告に対しても、特にマイナンバーがなくてもe-Tax以外であれば、できるというふうに聞いておりますけれども、来年以降は個人番号がないと、あるいは税金の申告ができないのかなということはありますけれども、企業の中で、私も企業ですけれども、個人ナンバーはあえて聴取しないと、ことしはその方向でいっているのですが、企業の中には個人番号を出してくれという企業があって、罰則はもちろんないのだけれども、かなり強く出してくれという企業があって、断る、よほどの勇気がないと断れないというような話もあるのですけれども、今の税金の申告に関しては、今年度であれば、例えば企業が出してくれというのを拒否したからといって、税金に特に支障を来す、源泉徴収にもあえて、企業の場合は、必要かもしれないけれども、かといって、今年度であれば、それであえて申告ができないわけではないと考えているのですけれども、その辺をちょっとお願いしたいのですが。

○委員長（藤原由巳委員） 佐藤課長。

○税務課長兼会計管理者（佐藤健一君） 先日、税務署のほうから来年2月から3月15日までの間の申告の受け付け状況ということでいろいろと指導等あったわけですが、その中では、個人番号を当然記載する欄がございまして、個人番号カードを持っていない場合、交付を受けていない場合は、通知カードとあわせて個人を特定できる身分証明書、例えば免許証、そういったものを2つワンセットで確認をして、その申告書に記載すると。それをうちのほうでは受けて、それを税務署のほうに流すというような流れというふうに今のところは聞いております。

○（小川文子委員） 済みません、その免許証と……

（「通知カード」の声あり）

○（小川文子委員） 通知カードそのものを、番号のコピーか何か……

○税務課長兼会計管理者（佐藤健一君） 通知カードですね。

- （小川文子委員） コピーか何かを添付する。
- 税務課長兼会計管理者（佐藤健一君） 本物であれば、本物のほうがいいと思いますけれども、そこで受け付けたものが確認、確認のために必要だということです。ほかの番号は書かないとは思いますが……
- （小川文子委員） そこにあえて書く必要はないけれども……
（何事か声あり）
- （小川文子委員） 書かなければならないけれども……
- 委員長（藤原由巳委員） カードはなくても書かなければならない。
- （小川文子委員） そのカードを、写真入りのカードをつくってなくても、そのマイナンバーと、それから免許証を持って役場に行くということですか、税務課に。この2つを持って……
（「通知カードと」の声あり）
- （小川文子委員） 通知カードと……
（「本人がわかる」の声あり）
- （小川文子委員） わかる……
（「免許証等」の声あり）
- （小川文子委員） 免許証。例えばうちでは、会社ではそこまでなくていいことになっているのです。税理士さんもあえて職員のマイナンバーを管理してしまうと、責任が大き過ぎるから管理しなくていいというふうに言われていますけれども……
- 税務課長兼会計管理者（佐藤健一君） 企業は、うちのほうで結局マイナンバーを調べて、それにひもづけするという、旧法の情報にひもづけするという形になると思います。
- （小川文子委員） ですよ、結局役場はナンバーを知っているから、あえて個人が申告するときに貴重なマイナンバーを持って、落としたりしたら大変だと思うのです。だから……
- 税務課長兼会計管理者（佐藤健一君） 確定申告とは別なものですから……
- （小川文子委員） 確定申告時には必要だということ、必要。あえて役場に相談しないで自分でちゃんと書いて税務署に郵送とかも今可能ですけれども、そういう場合には、あえて番号だけ書けば、その証明書を持って、いちいち税務署に行って通知番号と免許証を照合する必要は……
（「ない」の声あり）
- （小川文子委員） ないですよ。ちゃんともう本人に源泉徴収、番号を記載しているので、

あえてそれでも個人の認識が既にできていますものね。そこのところをちょっとかなり曖昧、曖昧ということもないのだけれども、その企業さんはかなり強く要求しているところもあるようで、もちろん断って罰則規定があるわけではないし、それで納税ができないわけではないので、そこのところを個人が安心して、どちらを選択するにしても、安心してやれるような措置が必要かなと思って今お聞きしたところです。了解いたしました。

○委員長（藤原由巳委員） ほかに。

長谷川委員。

○（長谷川和男委員） 今小川委員さんのほうからも、ちょっと紛失した場合と、マイナンバーカード、写真付の、いろんなのに入れたりしていて、免許証とか、紛失しないということない、こういうのは紛失されているということもいろいろあると思いますけれども、この場合、今申告とかそういうのですけれども、近いうちに銀行とか、そういうもののセットになってくるといような仕組みになるそうなのですけれども、それは別として、紛失した場合、本人は紛失すれば、かなり不安を感じるわけです。この番号ですつとという、届けた場合に、それがどういうふうな処理で、例えば免許証を紛失したとなれば、警察に行ってします。また、カード、銀行のキャッシュカードとか、それは銀行に行けば全部ストップになったりするけれども、このカードの紛失された場合、再発行、この番号のままの再発行なのか、何かその辺テレビでちょっと見たけれども、聞いたりもしたような気もするのですけれども、その辺どうなのですか。

それから、もう一つ、この間もちろんテレビでやっていたけれども、全国で1,500機のこのカード、自動申請登録機全国に配布する、岩手県に1つ、盛岡あたりに来るのかどうかもわかりませんが、それはそういうような情報を持っているのであればというふうに今2点だけです。

○委員長（藤原由巳委員） では、まず1つずつ、紛失した場合の再発行したときに番号は同じ番号のままかどうかと。菅原係長。

○住民課総合窓口係長（菅原保之君） お答えいたします。

基本的には、同じ番号なのですが、それを落として、紛失して不安だという形で、そういった事情があれば、一旦新しい番号、12桁の番号でも交付は可能になります。基本的には、ルールはやっぱり一生に1人1つの番号という形では一応なっていますが、そういった場合の事情は、ご相談に乗ります。

以上、お答えいたします。

○委員長（藤原由巳委員） あとその機械の関係は、何か情報来ていましたか。

（何事か声あり）

○委員長（藤原由巳委員） 不透明であれば、後からでもいいです。曖昧な返事もらってもあれだから。

○（長谷川和男委員） この自動販売機、自動的に送らさって、写真撮って、番号入れて。

○住民課長（村松康志君） お答えいたします。

今証明、通常の証明書を撮る写真機で……

（「こういうボックスの」の声あり）

○住民課総合窓口係長（菅原保之君） ええ、ボックスの個人番号カードの申請をできるかというお話ですね。

今その証明書の発行できる、写真を発行できる機械というのはたくさんあるのですけれども、その中でも全部がそういった形で個人番号カードを申請するため郵送できるシステムではなくて、その中にk i r aという、英語で、ローマ字で書いている機械のみそういった写真を撮って情報、個人番号の申請ができるという機械がございます。ちなみに矢巾では、マックスバリューさんの入り口にある証明写真機、こちらのほうでは送付できます。

以上、お答えいたします。

○（長谷川和男委員） ありがとうございます。

○委員長（藤原由巳委員） 山崎委員。

○（山崎道夫委員） そうすると、マックスバリューのところにある写真撮影機は、そういう案内もついているのですか。個人番号を申請できますと。

○住民課総合窓口係長（菅原保之君） 通知カードのほかに多分届けられた方はあれですけれども、長くこうなって、申請の、恐らくQRコードでやったり、ちょっとそういう手間はあるのですけれども、その場で写真を撮ってくれてつくるところに送ってくれるという部分で便利だなと思います。

以上、お答えします。

○委員長（藤原由巳委員） 新たな発見がありました。

山崎委員。

○（山崎道夫委員） これも何か質問出ていたような感じですが、来年の1月1日以降申請を受け付けることになるのでしょうか、個人番号の発行の。そうすると、窓口と、それから時間的な部分はどうなるのですか。

○委員長（藤原由巳委員） 交付でしょう、今。

（「交付、交付申請」の声あり）

○住民課総合窓口係長（菅原保之君） お答えします。

通常業務、1月から随時個人番号カードが交付されて、つくるところからくれば、うちのほうでは通知のほうを、できましたということで対象者さんにお知らせ申し上げまして、受け取りに来ていただくという形なのですけれども、実は1人処理できる、1人の方の身分を確認して、個人を確認してから交付するまで、この中には暗証番号も入れていただかなければならないこともありまして、そういった部分の時間を今何分という形で読めないところが正直なところございまして、これやっていく中で1人当たりの処理できる時間わかってきます。初めは1人30分ぐらいかかるのではないかと、割と今そういった状況もある中で一応うちのほうとしては、通常の1階でやっている窓口業務と分けて2階のほうの会議室をお借りしまして、1月から2月末まで交付事務だけ行うような形でそういった部屋を設けて事務をやらせていただきます。

ただ、いかんせんカードが来ないと、うちのほうも通知できないので、いつからスタートとなってくると、一応1月24日から行う形で考えております。それで日曜開催、土曜日はちょっとお仕事を持っている方もいらっしゃるということで一応日曜日、平日月曜日から金曜日と、そして日曜日ということで考えてございました。

先ほども申し上げましたように、長く受け付けられればいいわけですが、処理の時間に、受け付けしてから処理の時間までにちょっとどのくらい時間がかかるかというのが今明確ではございません。ですので、今のところは午後3時までの受け付けにさせていただきたいと思ってございました。これを行う中でもうちょっと1人に対する処理できる時間が短くなったという場合につきましては、5時まで時間を延ばしても大丈夫だとか、そういった部分の確実なところをもって時間延長を考えてございます。

以上、お答えします。

（「9時から3時」の声あり）

○住民課総合窓口係長（菅原保之君） 8時半からの受け付けでございます。そこまで受け付けされた方に関しては、最後まで処理するというので、どうしても交付する事務につきましては、何度か委員さんの方々もお聞きになっていると思いますけれども、J-LISという地方公共の情報システム機構のところの通知カードとか、個人番号カードの作成を頼んでいるところがあるのですけれども、その情報連携で最後暗証番号入れてもらって交付する

ということがありまして、その時間が一応7時までと決まっているのです。それ以降は交付できないという部分なので、ちょっと1人当たりの交付する時間をもうちょっと勉強させていただいて、その時間を考えてですが、今のところは3時までの受け付けということで考えてございます。

以上、お答えいたします。

○委員長（藤原由巳委員） これは平日あるいは日曜日も同様。

○住民課総合窓口係長（菅原保之君） そうです。対象の方には、一応何日までということまで日にちを区切ってご案内申し上げたいと思っていました。また、個人の都合のいいときだと一番いいのですけれども、そういったちょっと処理に係る時間がはっきりしないので、個人にご通知申し上げますのは、日にちをお知らせするものでございます。

（「関連ですが」の声あり）

○委員長（藤原由巳委員） 山崎委員。

○（山崎道夫委員） 町民への周知はどのような、広報でやるのか、何かでやるとかやるでしょうけれども、どういう方法でやるのか。

○住民課総合窓口係長（菅原保之君） 今考えているのは、何月何日から何月何日までということではなくて、来た都度こちらのほうでご本人さまに日にちいつまでという形なので、日にちをちょっと広報のほうに載せるということは難しいかなというふうに考えてございました。ただ、日曜日行きますよとか、詳しくは届いた通知書をごらんくださいという形の広報でそういった部分でしかご案内はできないかなというふうに考えてございます。

ただ、今までも制度的な部分に関しても8月から広報でシリーズ化してやってきたので、今回の交付についても、はっきり日にちは云々ということではないのですけれども、こういった形の手続でこういったのをお持ちくださいという形のご案内はできると思います。

以上、お答えいたします。

○委員長（藤原由巳委員） ということで、向こうからカードが来ましたよと、来ましたからいつそれからいつその間に、この時間帯に来て手続をしてお持ち帰りくださいというような案内が出ると。

○（山崎道夫委員） 個人にやる。

○委員長（藤原由巳委員） 個人に。だから……

○（廣田清実委員） 来ているのですか。

○委員長（藤原由巳委員） まだ、1月1日からだもの。

○（廣田清実委員） 1月1日からでしょう。

○委員長（藤原由巳委員） 発行するから。ここは1月24日からスタート、矢巾町の場合は。

○（廣田清実委員） この条例は1月1日だから。

○委員長（藤原由巳委員） だから1月1日からスタートするから、多分向こうから発行されてきて、何件か来るかと思うのですけれども、1月24日からスタートする。

○住民課総合窓口係長（菅原保之君） 恐らく今の段階ですと、通知カードも当初よりずれ込んだ事実もありますので、1月すぐ、多分5日とか、その辺から役場が新しい年度で開庁してからご案内できればいいのですけれども、恐らく極力2月に近い時期からスタートになると思います。うちのほうも向こうから成果品というか、物が来ないとご案内できない状態なので、確かに24日スタートの日曜日からやりますよとはなっているのですけれども、万が一そのときに物が来ないと……

（「ずれ込むと」の声あり）

○住民課総合窓口係長（菅原保之君） 難しいという形でございます。

○委員長（藤原由巳委員） そして何人ぐらいが申請しているかもわからないから。ゼロではないと思うのですけれども、言う私もまだなので、余りしゃべられないのですが、ということで、ほかにありますか。

小川委員。

○（小川文字子委員） 通知カードが届かない方が住所がわからないとか、転出等で300人とか400人とか、トータルであるかのようにお聞きしましたけれども、逆にその通知カードを持っていない人が矢巾町に入ってきて、特に子どもさんなんかいらっしゃる場合に、各種手続がこのマイナンバーで必要ということになりますと、そこら辺の手続はどのようになるのか教えてください。

○委員長（藤原由巳委員） 菅原係長。

○住民課総合窓口係長（菅原保之君） ほかの地域から矢巾町のほうに転入された場合ですけれども、向こうのほうで転出の届出書というのを持って矢巾町のほうに転入届出をします。そのときに以前いた地域の情報、どこから来たという部分と、どなたが転入してきたという部分のほかに個人ごとに今10月5日以降からは、個人番号が入っている状態で届出書が入ってきます。我々のほうとしては、それをもとに転入届けをするときに、個人番号カードを打ち込んでいくと、システムの中に打ち込んでいくと、こういう形になっております。

以上、お答えいたします。

○委員長（藤原由巳委員） 小川委員。

（「番号の届けられていない人が矢巾でもこの前は四百何人いるとかと言っていた。もしも、そういう人たちが入ってきたときどうするのだよという」の声あり）

○（小川文子委員） 多分どうしようもないのかな。

（何事か声あり）

○（小川文子委員） 多分出ていく……

（何事か声あり）

○（小川文子委員） 持っていないのだよね。

（何事か声あり）

（「役所には行っているべもの、転出届け出すときに入ってくるのではないの、そいつ」の声あり）

○住民課総合窓口係長（菅原保之君） お手元には届いていない方でも、番号はもう……

（「ついているから」の声あり）

（「例えば住民票とる、異動するためにとってこっちに持ってくるときに、もう既に番号はついているよと、10月5日以降」の声あり）

（何事か声あり）

（「元の住所あるところからはもう付番されてくるということですね」の声あり）

（「だから転出」の声あり）

○（小川文子委員） しっかり転出届けを持ってくる人は、まずそうだと思うのですけれども……

（「転入受けれない、そうでなければ」の声あり）

○（小川文子委員） ということは、例えば矢巾から300とか100とかいう、住所不定が生じるのか。

○住民課総合窓口係長（菅原保之君） 今の中の数値では、転出された方は、あくまでも10月5日時点のご住所のところにいるか、いないかという状況なのです。それから転出された方もいますので、転出された方はただし、転入先で再交付申請をして通知を受ける形の今手は

ずをとっていると。あとは、10月5日以降に町内転居をして、町内で違うところに住んでいらっしゃる方。それから、あとは住所とは違うところに、普通郵便は転送をかけている方が多い。あとは、ご通知申し上げたのですけれども、いらっしゃらなくて、郵便局から不在の通知を入れたのにさらに取りにいらっしゃらないという部分でうちに戻ってきているもの、これで598通、きのう時点で。そのうち同日、きのう付で役場のほうに取りに来ていただいている方は115通です。あとは転出の方に関しては、新しいところで申請なさっていますので、こちらのほうは破棄をさせていただくという形になります。それから、本人送付前に死亡なさった单身の方とか、その住所に1人しかいないとか、そういった方も同じく破棄の扱いになります。あとの方に関しては、あした、あさってのところであつたのだからごさいますということで普通郵便で送ります。普通郵便で送れば、転送をかけている方も届くという形ですし、不在期間経過してという方にも郵便送りますので、ここにあつたのだなということで取りに来ていただけるものと、そういった届かない方の解消はそれで図れるのかというふうにごさいます。

以上、お答えいたします。

○（廣田清実委員） 基本的には、もう振られていて、どこかにひっかかるということですね。

○住民課総合窓口係長（菅原保之君） そうです。

○（廣田清実委員） なのだよ、きっとどこかで……

（「全く住所不定の場合は、これはまず無理としても、どこかに何かに」の声あり）

（「委員長」の声あり）

○委員長（藤原由巳委員） はい、どうぞ。

（「今議論が条例の関係ないところに、マイナンバー制度を矢巾町ではこういうとき使いたいという条例をつくりたいといっているわけだ。あとは入り口の部分は、国の制度なので、その10月5日時点で全部振ったのだ、番号制で、あと取り扱いをどうするかという、それは市町村事務と国との事務との取り合いだから、そのことではなくて、こういうことをやりたいと言っている条例で使う趣旨、ここおかしくないか、あれ要らないのではないか

とかというような議論であればいいのではないか。

まずちょっと無理なのだ、そこは」の声あり)

○委員長（藤原由巳委員） それでは、それぞれ今議長というか、廣田委員のほうからも話ありましたし、細かいところはまだまだいろんな点があると思います。いわゆる基本的なところ、議案の趣旨に沿った中身でご質問ございますか。

小川委員。

○（小川文子委員） 先ほど関連はあったのだけれども、結構子どもさんを連れて夜逃げをしたりなんかしている人がいるのだけれども……

○委員長（藤原由巳委員） それもちょっと条例とはあまり……

○（小川文子委員） ところが、条例の中で子ども手当とか、いずれ子どもの医療のサービスとか、そういうのが全部マイナンバーに係ってくるということなのだが、そういうときにある意味そういう方が来たときに、結局住所不定で来ればどうにもならないけれども……

○委員長（藤原由巳委員） これは町村段階でどうなるものでもない。

○（小川文子委員） どうにもなるかどうかのことを聞きます。何か……

○委員長（藤原由巳委員） 町村段階ではないと思います。

○（小川文子委員） 町村段階で例えば住所不定みたいな人が子どもさんを連れてきているということがわかった場合に……

（「それは別な角度でやってもらうしかない」の声あり）

○（小川文子委員） マイナンバーがしっかりしていなければ、こういう制度を受けることが今の段階ではできないことかなと思って、そこをお聞きします。

○委員長（藤原由巳委員） 委員長から答えます。そうです。以上。

ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（藤原由巳委員） なければ、この項については、以上で一応終わりたいというふうに思います。

関連しますので、次、議案第82号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例について詳細部分でもしご説明があれば。佐藤課長。

○税務課長兼会計管理者（佐藤健一君） 今回の税条例の改正についてですけれども、こちらの改文を見ていただくと、長々とありますが、かみ砕いて言いますと、1条と2条という、

今回改正です。1条目については、税条例本体に関する改正、2条というのは、前回、ことしの5月の専決事項をいただいた一部を改正する条例をまた改正するというような中身で1条と2条というふうに2つに分けたものでございます。それで1条目のほうにつきましては、これは提案理由書のほうでも町長から申しあげましたように、徴収猶予する場合における徴収金の納付方法、これにつきましては、前々から納税猶予制度というものがあまして、市町村では、地方税法にのっとってやってきたのですけれども、26年の改正で、国、国税のほうが見直しがされたということで、ここの27年度の制度改正で市町村独自に地域の実情に合わせた条例を定めることができるというふうになったものですから、その市町村に合わせた例えば徴収猶予の期間とか、その辺のものを詳しく市町村で定めることができるというふうになったものですから、それに合わせて、これは来年の4月1日からの先になるのですけれども、矢巾町でも今回改正するとしたものでございます。

それで2つ目につきましては、今それこそ個人番号関係でそれぞれ介護保険絡みの条例改正でもありますとおり、税の条例のほうも個人番号関係でことし9月30日に交付された部分がありましたので、それに合わせて改正を同時に行うというふうな内容でございます。

それでちなみに、地域の実情ということでききお話ししましたけれども、本町の場合は、国税に合わせてそれぞれ申請の期限を6カ月といたしますし、徴収期限というものを、これも国と同様、猶予金額50万円以下、猶予期間を3カ月以下というふうな形で国に準じて行う予定でございます。関係市町村、この辺も確認した場合に、やはり国に準拠した形でそれぞれ税制改正を行うということですので、こういった猶予制度があるのだよということを今回の税制改正に合わせて皆さんにPRしながら進めていければなというふうに考えてございます。

以上、詳細説明にかえさせていただきます。

○委員長（藤原由巳委員） ありがとうございます。

先般12月8日にも提案理由の説明まではあったわけですし、大体そのときご理解された方もあるかと思いますが、何かこのことに関して、いわゆる先ほどもありましたが、条例に関する部分の質疑をお願いしたいということでお願いします。運用については、いろいろあるかと思いますが。

先般は、誰も質疑がございませんでした。

小川委員。

○（小川文子委員） 本町では、納税猶予ということになりますと、大体分割の方がそういう

対象になるのかと思いますが、結構金額にもよりますけれども、結構1年で払い切れない場合がございます。そういう場合に、今のお話では猶予期間が決まっているかの感じがするのですが、その場合、どういうふうな情勢になるのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長（藤原由巳委員） 佐藤課長。

○税務課長兼会計管理者（佐藤健一君） 従前からやっている分納制度と今回の徴収猶予制度というのは、別物というふうに考えていただいたほうがいいと思います。それで徴収猶予の場合は、それこそ要件がいろいろありまして、例えば震災とか、風水害、火災などの災害で財産被害があった場合とか、または財産が盗難された場合、あともう一つは、病気やけが、事故に巻き込まれた場合、あとは自分が例えば自営業者の場合の方だと、事業廃止または休止した場合、あとは事業に著しい損失を受けた場合というような要件がもう決められていまして、その中で要するに納期限が来る前に、みずから申請して納税の猶予を受けるというような中身でございます。

今もう既にほかの市町村でもやっていますし、もちろん当町でもやっていますけれども、分納制度という、分納誓約というのは、こういった要件にも当てはまらない人も救ってあげつつ、既にもう納期限を過ぎたのに納められていない方、こういった方にいろいろ生活状況などを聞きながら、その方に合った支払い方法でもって納税計画を立てていただくといったことで誓約を、毎月2万円ずつ納めます、こういう生活、こういう収入でこういう支出があって、その中から毎月2万円ずつ納めますというような分納誓約というものと、また今回の徴収猶予とはまた別個なものというふうに考えて捉えていただければご理解いただけるかと思っておりますけれども。

○委員長（藤原由巳委員） 小川委員。

○（小川文子委員） 実際に徴収猶予をされている方というのは、年間にどれぐらいいらっしゃる。

○税務課長兼会計管理者（佐藤健一君） いまだかつてありません。

○（小川文子委員） ないですよ、矢巾町では徴収猶予をしたことがない……

○税務課長兼会計管理者（佐藤健一君） どちらかという、もう滞納されてから納税相談に来る、いらっしゃるという方がいらっしゃる、事前にもう納期限があるからそれに対して納められないので、納税猶予してくれという人は、なかなかいらっしゃらないということです。

○（小川文子委員） わかりました。

○委員長（藤原由巳委員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（藤原由巳委員） それでは、（２）番、議案第82号については、以上で協議を終わります。

次、（３）番、議案第84号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてですが、この説明、あったらお願いします。

菊池課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） それでは、介護保険の保険料の徴収猶予と保険料の減免に絡む申請を行うときに、この番号法の施行に伴いまして、その申請用紙に、今までだと被保険者番号でありましたけれども、個人番号を加えるという内容に改正するものでございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（藤原由巳委員） ありがとうございます。

このことについても以前にも1回か何回か説明をいただいた経過がありますが、何かご質問、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（藤原由巳委員） それでは、ここで一旦、一応3議案につきましては、一応説明を受けたということで、この部分については、説明員の皆さん方には、ここで退席をお願いを申し上げます。大変ご苦労さまでした。ありがとうございます。

（説明員退室）

○委員長（藤原由巳委員） それでは、今までの3議案に対しましての表決に入りたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（藤原由巳委員） それでは最初に、議案第79号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定についてを採択、不採択の区分に入りますが、採択のほうから皆さん方のご意見を賜ってまいりたいと思います。

採択ということに同意される方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（藤原由巳委員） 挙手多数。ありがとうございます。

次に、議案第82号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例についてを同様に表決を行います。

採択に賛同される方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○委員長(藤原由巳委員) 挙手多数。

そして3番目でございますが、議案第84号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを表決いたします。

採決に賛同される方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○委員長(藤原由巳委員) 挙手多数。

ということで全ての3議案につきましては、それぞれ皆さん方のご協力をいただきまして、当委員会としては、採択の方向で最終日に議長のほうに報告したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

委員長は、報告書を作成しなければなりません、私のほうで事務局と相談してつくらせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、この部分は以上で終了しまして、次、(4)番、議案第81号 矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例についてを提案を申し上げます。

それで説明員の入室をお願いします。

(説明員入室)

○委員長(藤原由巳委員) それでは、ただいま説明のために山本総務課長、田中館総務課職員係長に出席をいただいております。ありがとうございます。

そういうことで先ほどの審議もそうございましたが、今回の議案第81号につきましては、12月8日に上程された議案でございまして、それを総務常任委員会が付託を受けた部分で本日の審査ということになってございます。そういうことでこの間提案理由の説明まではいただきましたが、それプラス、本日補足する部分がありましたならば、冒頭にご説明をお願い申し上げたいと思ひます。

山本課長。

○総務課長(山本良司君) きょうは、よろしくお願ひいたします。

先日設置条例に関する部分の一部改正の部分の提案理由、それぞれ町長が申し上げたとおりでございますので、特につけ加えることということではございませんけれども、皆様のほうに全協等を通じましてお示ししてございました予算関係、これについては、今回の補正予算のほう、こちらのほうに提案させていただいているということを確認いただひてご審議の

ほう、お願いできればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（藤原由巳委員） ありがとうございます。

それでは、それぞれもうこの間の議案書を皆さん既にご案内の内容だと思ひますが、いずれそれに関する部分を取りあえず先ほどもありましたが、この条例に関する部分について中心に質疑をお願ひ申し上げたいということで質疑ございませぬですか。

山崎委員。

○（山崎道夫委員） 3点ばかりありますが、まず1つずつ聞いていきたく思ひます。何十年に1回の機構改革ということだと思ひますので、相当検討されて、内部でもいろいろ話し合いが持たれてきたとは思ひますが、いつころからどのような形で内部検討されてきたのかお聞きをしたいと思ひますし、あわせて機構改革に向けてこの案ができたというのは、今言った話し合い、検討して各課話し合いをしていることだと思ひますが、時系列的にも説明してもらえればいいのですが、よろしくお願ひします。

○委員長（藤原由巳委員） 山本課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問でございます。時系列的、まず過程の部分からお話し申し上げますと、8月の職員提案、これは全職員対象でございますけれども、8月から全職員から提案をいただき、今の大体の形にでき上がったのが10月ごろ、この間、職員の提案をもらった内容につきまして副町長をトップに総務課、職員係、それぞれ各課長、組織全員、もちろん議会の事務局長さんも入っているわけですが、全員から中身の確認、それから提案していただいた内容等につきまして協議、検討をまずその間行いまして、およそ10月ごろ、大体今の形のものできてきたと。それでその形を受けて職員と言へばあれですけれども、職労のほう、組合のほう、こちらのほうには、いろいろ改正、文言、ベース的には組織の課名、それから合併する係。職員の人数までは検討内容には入ってございませぬですけれども、そこら辺のところを中心に協議を繰り返し、職労のほうには3回、これは全組合員というわけにはいきませぬでしたので、委員長、執行部、4役のほうにその都度提案内容、あとは検討経過、こちら含めて状況報告をさせていただきました。

その後、全協のほうをまずお願ひするような形をとらせていただきまして、全協は3回たしか行ったように記憶してございますけれども、議会のほうの提案という形、その間には課長会議等で審議を繰り返し、課長会議の都度行ってまいりまして、最終的にはレイアウトの部分、これにつきましては、予算措置が必要でございますので、11月の部分にどういふふうなレイアウトがいいのかということで課の設置の部分も含めましてご意見いただいたという

ことで、流れとすれば一方的な総務課等からの決定審議ではなく、提案をいただきながら進めさせていただいてまずここまできたのかなというふうな経過でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（藤原由巳委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（藤原由巳委員） ほかには。どうぞ続けて。

○（山崎道夫委員） この間、かなり会議を経て、全職員から提案をされて、それを具体的なものにするために検討を重ねてきたということでございますし、また職員労働組合でも、それぞれ4役には説明をして、状況報告もしながらやってきたと。そこで町民の声といいますか、そういったものはどのようにお聞きをしたというか、その辺の取り組みというのはどうなっていたのか。

そして特に障がい者の関係は、ちょっとレイアウトの変更等で大変不便が出てくる可能性もなきにしもあらずではないかというふうなことがちょっと心配されるのですが、その方たちの声といいますか、利便性を向上させるためのそういった検討する際に、そういう方たちからの声をどう聞いてきたのかという点がちょっと見えなかったのですが、その辺はどうなのでしょう。

○委員長（藤原由巳委員） 山本課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問でございますけれども、町民の声、直接的にはアンケートとか窓口での聞き取りとかという形は行ってございません。ただ、町民の声として担当窓口と申しますか、現在の担当課の部分、先ほど申しました管理職を中心として聞き取り、これを繰り返しました。この中でどういう形が一番いいのか。今お話ありました障がい者等への対応、こちら辺についても話し合いと申しますか、状況確認の中でそれぞれ担当の立場から意見をいただいたというふうなことで、これが直接町民の声かと言われれば、なかなかダイレクトには結びつくものがちょっと難しいかもしれませんが、声とすれば、現状の中で各所属の職員、もちろん担当の課長は、職員と協議、打ち合わせの中で当然ながら会議に上ってくるように話はしてございましたので、そこら辺職員からの声というものも聞きながら対応させていただいたというふうなことで進めてまいりました。

以上でございます。

○委員長（藤原由巳委員） はい。

○（山崎道夫委員） 特に心配されるのが、障がい者の方たちが今まで以上に便利になればいいわけですが、その辺の心配は全くしていないのでしょうか。

山本課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

特に障がい者へのということで具体的にこうだ、ああだという形のものには確かに出てはおりません。ただワンストップ化と申しますか、レイアウト上、配置関係も配慮したと言え、ちょっと語弊もあるわけですが、ここら辺も当然担当課のほうから出てまいりました。ここら辺も含めて、いずれあとは、では何々ということになれば、ちょっとあれなのですけれども、障がい者という特化ばかりではなく、福祉関係と言え、ちょっと広がりますけれども、ここら辺の部分を対象に何らかのレイアウトについても当初税務課の位置というふうな、いわゆる完全ワンストップ化するためにはということでは話し合いをした経過があるわけですが、そういう方々が戸籍の前、住民課窓口の前を通過して一番奥まで果たしてどうかというような協議もさせていただいた結果、なかなかこれは100%うまくいかないものもありますけれども、そういう意味での配慮なり、検討なりはさせていただいて進めさせていただいたというのが状況でございます。

○委員長（藤原由巳委員） 今図面を見させていただきますと、相談室も2つほどあるようでございますので、どうしても100%まではなかなかこれからいろいろ議論されるころだと思えますが、そういった内容だと、こういうことですが、ほかには。

長谷川委員。

○（長谷川和男委員） 決まった枠の中の移動というか、レイアウトということであるのですけれども、上下水道課が向こうのセンターのほうに移動する。今まで上下水道課に職員のほうは別にいいのですけれども、この課に直接来てというか、住民課とか、税務課とか、いろいろ用を足しながら今までは上下水道課のほうに同じ中で移動して、今度向こうに行って不便だなという声も多分出てくることはあると思いますけれども、その辺のところは十分協議しながらなされたことではあるとは思いますが、その辺は声は出なかったでしょうか。

○委員長（藤原由巳委員） 山本課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問でございますけれども、上下水道課とは、その確かに協議はいたしました。今まで金融窓口、戸籍の前にあるわけですが、お金持ってきて、水道に来てすぐ何となく支払いもできるしという方も確かにあるということで、

ここら辺のサービスは低下するというふうに確かに言われれば、そのとおりでございますけれども、ただ水道としてもまず独立企業会計というふうな形で取り組んでいる中、自分たちのいわゆる経費部分の中での運営というか、一つの運営目標というか、ここら辺に取り組む上でかなりリスクはちょっと高くはなるかもしれませんが、お客さんのサービスという点からすれば、収納については、一時的に例えば水道のそれこそ今度移動するセンターのほうでの収納、ここら辺についても考えて、何ぼでも不便というか、ここら辺困らない形の中で対応するということでは進めて、そういう考え方では進めてまいりましたけれども、ただ一つだけ、4月1日からお示したレイアウトなり、課の設置をやるわけですが、先ほど言ったように、山崎委員さんからもご指摘あったとおり、いろんな形でリスクとか、不便さが新たに発生することも確かにございます。長谷川委員さんおっしゃっていることもそのとおりのわけですね。その中で今回100%の部分の中では対応しようとしているわけですが、4月1日以降、不便さ、不合理さ等もしあった部分については、もう一回また見直しというか、これは繰り返し行わせていただきたいというふうな考え方は持っています、とりあえずとはいいませんが、まずその案で4月1日からは迎えたいなというふうな考え方では、話し合いというか、協議のほうはしている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（藤原由巳委員） 山崎委員。

○（山崎道夫委員） もう一つ、保健センターのシルバー人材センターが今入っている場所なのですが、これがシルバー人材センターの場所が変わっていくことで説明を受けていたのですが、ここにはこころの窓とかという教室もあります。そういったもののレイアウトというのは、どういうふうな形になっているのでしょうか。

○委員長（藤原由巳委員） 山本課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問でございます。

まず現在の上下水道課が保健センターのほうに行くレイアウトでございますけれども、今現在シルバーが事務室としている場所、及び正式にはちょっとわからないですけれども、事務長室だか、理事長室だか、事務室のすぐ隣でございます。その壁を取り壊します。まず広く、その部分を使う形が上下水道課、移動する場所です。話ありましたまずはシルバー人材センター、こちら活動を含め、今事務処理含めまして対応しているわけですが、こちら入りまして一番奥のところ、俗に言う調理室というのですか、私ちょっとあれですが、一番奥に調理室がございまして、あそこに調理台とかいろんな設備されてございます

けれども、あそこを全面改良いたしまして、そこにシルバー人材センターが設置されると。それで入り口関係、いわゆるシルバー人材に来た方が水道の前を通過して、まずわざわざ入っていくというのも、これもまた不便だと、これも協議いたしまして、今の調理場というか、そのところの南側に入り口を設けたいと、専用の入り口ですけれども、そういう考えをまずひとつとっています。

それから、教育委員会のほうのこちらの窓、あそこの部分については、現状どおり教育委員会のほうで使用するというのでこの部分については、変更は考えてはいないところでございます。

以上でございます。

○委員長（藤原由巳委員） よろしいですか。

○（山崎道夫委員） そうすると、南側に入り口をつけると、シルバー人材センターが入るところは……

○総務課長（山本良司君） 専用の入り口。

○（山崎道夫委員） そして、それは恐らくはシルバー人材センターを利用する人たちは、元気な方もいるでしょうけれども、申し込みに来たりするでしょうから、当然結構な年の方も来ているのではないかと思うのです。その垣根を挟んでくれとか、あるいは屋根とか、いろいろ来るでしょうから、その方たちがスロープ的なものをつけたりできるようなことは考えていないでしょうか。

○委員長（藤原由巳委員） 山本課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問でございます。

今話あったように、現場確認して見積もりとった中で、かなり高低差があそこあります。入り口、極端な話、階段2段ぐらいなければ上れないくらい高低差があります。そこで入りやすいような形に配慮ということでたしか見積もりの中に、私もはっきり見ていなかったのですけれども、スロープというのか、年配の方入る上で、どうしてもこれならばちょっと入れないのだというのがちょっと現場のほうから声出ましたので、そこら辺でもたしか予算には配慮したというふうに私は思っていましたけれども、具体的にスロープが何メートルスロープでこうなっているというのは、ちょっと勉強不足で確認しておりませんですけれども、そういうふうな状況で対応はさせていただく。かなり高低差はあそこあるもので、対応はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○（山崎道夫委員） では、高いところを歩いて上がるということではなく、できるだけスムーズにいくように……

○総務課長（山本良司君） そういうふうな考え方で。

○委員長（藤原由巳委員） 廣田委員。

○（廣田清実委員） 今のでちょっと確認なのですけれども、レイアウトは変更すると、でも条例に関しては、このままでいくということによろしいのですね。さっきから不便があってもどうのこうのと。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

条例につきましては、課設置の部分、これについてのまず名称変更と申しますか、新たな課の部分でございます。条例については、こちらでご審議いただいてご議決賜るといふふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○委員長（藤原由巳委員） ということで皆さんなければ、私から1つだけお伺いしますが、この工事等の着工、完了は4月1日にはもう完了するでしょうが、今の業務に差しさわりのない範囲で進められると思いますが、いつごろから、予算決まらなければ、通らなければ何とも言えないかもしれませんが、多分通るだろうという前提の中でいつごろからどういうふうなスタートされるのか。

○委員長（藤原由巳委員） 山本課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

工期的には、これから入札等やるわけですけれども、1月にはもうスタートいたします。具体的には、一番最初に今考えているのは、シルバー人材センターの移動する場所、まずここを1回決めたいと、工事をとにかく早くかけたいというのがまずこれが前段。次は、シルバーが動いていただいた時点でそれこそ水道が入る場所、この水道入る、動く段取りによって相談室、今のところにつけたり、そういうふうな形を考えてございます。また、並行して、今の全くの予定ですけれども、学務課が公民館のほうに、図書室に移るわけですけれども、ここについては、今図書の整理を行って、たしか1月にはまず完了するというふうな話でございましたので、ここは終わり次第で教育長室を含め学務課等入る形の中では整備という流れを持っております。看板工事等については、これはまず軽微なあれでございまして、ただ3月31日、17時15分以降、次の4月1日、朝8時半、かなり交通整理等につきましては、まず予算としていただいた中において関係課含めてこれはもちろん協議の中でどういうふうな動かし方、必要最低限、段ボールにもう詰めて4月1日だけを1回乗り切りたいな、2日、

3日が土日でございますので、4月1日だけはどうしてもこれはちょっと言葉、ちょっと語弊あるのですけれども、窓口対応等々支障の来さない、まず最低限といえ、こっこの意味での最低限という意味ですけれども、対応できる形をとらなければなりませんので、こちら辺を含めて2日、3日で一気にやるかどうかというのも含めて工事については、1月中には契約を含めて対応させていただきたいというふうな考えております。

○委員長（藤原由巳委員） 長谷川委員。

○（長谷川和男委員） 各課長さん方は、それぞれ管理職は、業務多忙にそれぞれにあるわけですけれども、この産業振興課の課長さんになった方は、今まで商工観光課、農林課、それぞれに業務多忙であったのだけれども、これが1つになって、それぞれに下に係がつくわけですけれども、かなりここの管理職になる方は、多忙になるのではないかなというふうには思っていますけれども、それはあまり関係ないですか。

○委員長（藤原由巳委員） あまり関係ないかもしれませんが、どうぞ。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

なかなかちょっと難題なのですけれども、正直、やっぱり組織2つがくっつきますので、外部組織を持っているものが農林関係、農業関係、あと商工関係という大きくなります。これは確かに委員ご指摘のとおりでございます。

ただ、補佐を単独、兼務なしということで産業振興課の部分については考えてございまして、その分浮くのではないかとはいえませんけれども、課長がきつくなった場合及び農業委員会そのものについてもまず独立をかけたいというふうな考え方でおりますので、委員ご指摘の部分については、全くそのとおりのわけですけれども、何とか乗り切りながらというふうには考えております。

（「ぜひ議会としてお願いがありますが、2階のスペースに学務課がいなくなるわけですから、教育長のところも含めて会議室、ミーティングスペースになると思うのですが、ここにできれば、議会のほうも今会議室がないわけです。その待合がないものですから、できれば監査委員さんを教育長さんのところに、今の教育長さんのところに持って行って、会議室の隣、ワンスペースにしてもらえるように、この際、議会としてもその配慮は願

いしたいということで、できる限り、今会派制も
とっているのだけれども、なかなか打ち合わせす
る場所もないものですから、そこはオープンスペ
ースとして使えれば、ほかの会議にも使えるよう
にしたいと思いますので、ぜひご配慮をお願いし
たいと思います。以上、要望だけしておきます」
の声あり)

○(山崎道夫委員) 私も同じことだったけれども、今畳部屋ありますよね、あれを大きく一
つの今話したところをうまく使って、隣だと思うのですが、監査委員室、恐らく。

○委員長(藤原由巳委員) 今しゃべったのが2階……

○(山崎道夫委員) 2階に持っていけということでしょう。畳部屋ありますよね、あれをぶ
ち抜けば、会議室になるのです。そういうふうなことを。できればそういうふうな部分でお
願いできればと思います。

○委員長(藤原由巳委員) 小川委員。

○(小川文子委員) 私は、教育長室が監査委員室になるには、ちょっともったいないスペー
スの広さがあるなど、ちょっと思って……

(何事か声あり)

○(小川文子委員) 監査委員室、もうそこに特定されていることが多いかと思ったのです。
というか、きょうは監査委員が使いますけれども、ほかの日は別の人が使いますというこ
とができないのです。

○委員長(藤原由巳委員) この議論は議会のほうでやりましょう。ただ、今要望をしゃべっ
ただけだから。

○(小川文子委員) そこら辺ちょっともったいないかなと思って。

○委員長(藤原由巳委員) そいつは議会のほうで議論していきたいなど。

ほかにこの条例の関係、先ほど話ありましたように、課が変わるといふふうなのがこの条
例の主な変更ですが、これで一応説明のほうはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○委員長(藤原由巳委員) それでは、大変総務課の皆さん、ありがとうございました。ご苦
労さまでした。

最後の要望もお忘れなく。

(説明員退室)

○委員長（藤原由巳委員） それでは、慎重審議をいただきました。最後のほうは、こちらからの要望等までお話し申し上げた審議の内容でございました。そういうことで議案第81号矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例についてを表決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長（藤原由巳委員） それでは、これも前例に倣いまして、採択に賛成する皆さんの挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○委員長（藤原由巳委員） 挙手多数。ありがとうございます。

それでは、以上、きょうは本当に4つの議案について、それぞれ慎重に審議をいただきまして、全て採択ということで結審していただきまして本当にありがとうございます。そういうことでこれをもって22日には議長のほうに報告書をつくりまして、それに基づいて報告させていただきたいというふうに思いますし、この部分の報告書につきましても私と事務局のほうでつくっていききたいというふうに思いますので、それについてもご理解をお願い申し上げます。

ということで最後に副委員長から閉会をお願いします。

○（小川文子委員） 慎重審議、どうもご苦労さまでした。

お疲れさまでした。

午後 2時51分 閉会